

報道関係者各位

令和5年6月20日（火）

【照会先】

山口労働局労働基準部健康安全課

課長 梅本賢治

安全専門官 佐治康弘

電話（083）995-0373

第96回 全国安全週間

スローガン「高める意識と安全行動

築こうみんなのゼロ災職場」

山口労働局（局長：名田^{なだ}裕^{ゆたか}）では、全国安全週間※（7月1日から7日）にあたり、職場での安全に対する意識を高め、安全を維持する活動の定着を広く県民に呼びかけるため、以下の行事を実施します。

また、山口労働局では、局長のメッセージを関係団体を通じ県内事業場への周知を図るほか、管内の労働基準監督署においては準備期間を中心に集団指導を行い、事業者に対し全国安全週間の取組を促すこととしています。

安全衛生表彰式

厚生労働省及び山口労働局では、安全衛生成績が極めて高い水準に達し他の模範と認められる優良事業場又は企業、長年にわたり労働安全衛生に尽くし安全衛生水準の向上発展に多大の貢献をした功労者等に対して表彰を行っており、今年度の受賞者に対して次のとおり表彰式を執り行います。

- 1 日時：令和5年7月3日（月） 14:00～
- 2 場所：山口地方合同庁舎2号館 5階共用会議室（山口市中河原町6-16）

※ 全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で96回目を迎えます。

- （添付資料）別添1 表彰者一覧
別添2 局長メッセージ
別添3 全国安全週間概要

令和5年度「安全衛生に係る優良事業場、団体又は功労者に対する厚生労働大臣及び山口労働局長表彰」受賞者

厚生労働大臣 功績賞（2名）

地域、団体又は関係事業場における安全衛生活動において指導的立場にあり、当該地域等の安全衛生水準の向上発展に多大な貢献をした個人に対する表彰

富永 俊克	独立行政法人労働者健康安全機構 山口産業保健総合支援センター 産業保健相談員
〔経歴など〕 平成14年8月から山口産業保健推進センター（現：山口産業保健総合支援センター）の産業保健相談員として、医学的専門知識を生かして、相談対応及び研修講師を務めているほか、令和4年4月からは小野田地域産業保健センターの登録産業医として地域の小規模事業場の産業保健指導を行うなど、山口県内における労働衛生水準の向上発展に多大な貢献をされた。	

杉山 知行	独立行政法人労働者健康安全機構 山口産業保健総合支援センター 防府地域産業保健センター 登録産業医 同上 運営協議会委員
〔経歴など〕 平成14年から防府地域産業保健センター事業で、小規模事業場等に対する特定健康相談、面接指導などに携わり、地域の産業保健活動の活性化、安全衛生活動において指導的立場として貢献された。そのほか平成25年度からは防府地域産業保健センターの運営協議会委員として当該事業の運営に尽力し、関係団体や関係事業場と一緒に地域の安全衛生水準の向上発展に多大な貢献をされた。	

※平成26年度より「地域産業保健センター」は「産業保健総合支援センター（地域窓口）」に組織改正されています。

山口労働局長 奨励賞（5事業場）

安全衛生に関する水準が良好で改善のための取組みが他の模範と認められる事業場又は企業に対する表彰

社会福祉法人松美会 特別養護老人ホームアイユウの苑	下関市	社会福祉施設
〔表彰事由〕 年間安全衛生目標及び活動計画が策定され、それに基づいた活動を行っている。 法令順守、安全衛生に関する取組を率先して実施し、安全衛生に関する水準が良好で同業他社の模範と認められる。		

日本化薬株式会社 厚狭工場	山陽 小野田市	化学工業
〔表彰事由〕 年間安全衛生目標及び活動計画が策定され、それに基づいた活動を行っている。 法令順守、安全衛生に関する取組を率先して実施し、安全衛生に関する水準が良好で過去5年		

間、労働災害を発生させていない。

千代田ケミカル株式会社	田布施町	化学工業
〔表彰事由〕 年間安全衛生目標及び活動計画が策定され、それに基づいた活動を行っている。 法令順守、安全衛生に関する取組を率先して実施し、安全衛生に関する水準が良好で平成 18 年以降休業災害は発生させていない。		

株式会社黒木工業所 光工場	光市	一般機械器具製造業
〔表彰事由〕 年間安全衛生目標及び活動計画が策定され、それに基づいた活動を行っている。 法令順守、安全衛生に関する取組を率先して実施し、安全衛生に関する水準が良好で平成 20 年以降休業災害は発生させていない。		

日本果実工業株式会社 久賀工場	周防 大島町	食料品製造業
〔表彰事由〕 年間安全衛生目標及び活動計画が策定され、それに基づいた活動を行っている。 法令順守、安全衛生に関する取組を率先して実施し、安全衛生に関する水準が良好で平成 29 年以降休業災害は発生させていない。		

山口労働局長 功績賞（3名）

地域、団体又は関係事業場における安全衛生活動において指導的立場にあり、当該地域、団体又は関係事業場の安全衛生水準の向上発展に多大な貢献をした個人に対する表彰

光藤 勉	一般社団法人山口県労働基準協会萩支部 事務局長
〔経歴など〕 平成 22 年 4 月から現在に至るまで（一社）山口県労働基準協会萩支部事務局長として、安全衛生に関する各種研修会の開催、安全衛生に関する情報提供の実施、安全衛生に関する教育、講習会の開催等に尽力し、地域、関係団体、関係事業場の安全衛生水準の向上発展に多大な貢献をされた。	

角田 武久	独立行政法人労働者健康安全機構 山口産業保健総合支援センター 産業保健相談員
〔経歴など〕 平成 28 年 4 月から現在に至るまで独立行政法人労働者健康安全機構山口産業保健総合支援センター産業保健相談員として、事業場からメンタル疾患のある従業員への対応方法の相談や、山口県の産業医、産業保健関係者に向けたメンタルヘルス研修講師を務め、地域、関係団体、関係事業場の労働衛生水準の向上発展に多大な貢献をされた。	

譜久山 寛	山口県産業医会 幹事（監事）
〔経歴など〕 平成 15 年 7 月から現在に至るまで山口県産業医会幹事として、山口県産業衛生学会等において県内産業保健に従事する医師、保健師また各事業場等の衛生管理担当者へ教育指導助言等を行い、地域、関係団体、関係事業場の労働衛生水準の向上発展に多大な貢献をされた。	

安全衛生推進賞（2名）

長年にわたり安全衛生関係の業務に従事し、地域、団体又は関係事業場の安全衛生水準の向上発展に多大な貢献をした個人に対する表彰

井上 哲治	建設業労働災害防止協会山口県支部 豊田分会 安全指導者
〔経歴など〕 平成 24 年 4 月から現在に至るまで建災防山口県支部豊田分会において中心的な役割を担った安全指導者として地域の建設工事現場の安全衛生パトロール活動を実施して、長きにわたり地域、関係団体、関係事業場の安全衛生水準の向上発展に多大な貢献をされた。	

鳥海 善春	建設業労働災害防止協会山口県支部 技能講習講師
〔経歴など〕 平成 3 年から平成 15 年まで建災防山口県支部宇部分会において安全指導員として地域の建設工事現場の安全衛生パトロール活動を実施しており、また、平成 14 年より現在に至るまで建災防山口県支部の技能講習講師として、長年にわたり地域、関係団体、関係事業場の労働衛生水準の向上発展に多大な貢献をされた。	

令和5年度 安全衛生に係る優良事業場、団体 又は功労者に対する山口労働局長表彰式次第

- 1 日 時 令和5年7月3日（月）14時から
- 2 場 所 山口地方合同庁舎2号館5階共用会議室
（山口市中河原町6-16）
- 3 次 第

（1）開 式	14時
（2）表彰状授与	山口労働局長
（3）挨拶	山口労働局長
（4）来賓祝辞	一般社団法人山口県労働基準協会
（5）謝 辞	
（6）閉 式	

【取材について】

表彰式の取材については、事前連絡は不要です。

開式までに会場に直接お越しください。

その際、受付にて社名をお知らせ願います。

会場内には専用席を設けております。また、撮影は随時可能です。

令和5年度 全国安全週間 山口労働局長メッセージ

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で96回を迎えます。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開され、それにより全国の労働災害は中期的に減少しているところですが、転倒や腰痛といった労働者の作業に起因する死傷災害や、墜落・転落などの死亡災害が依然として後を絶たない状況にあります。

令和4年の山口県における死傷災害は1,335件と、令和3年に比べ1件のみの増加になりました。

また、死亡災害については、長期的には減少傾向にあるものの、令和4年の死亡災害は11件と令和3年に比べ同数になります。死亡災害はあってはならないことであり、仕事に11名の尊い命を落とされたことについては重く受け止めております。

労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全で健康に働くことができる職場環境を築くためには、第14次労働災害防止計画に基づく施策を着実に推進するための不断の努力が必要であり、特に初年度となる今年度においては、労使一体となった取組が求められます。

このため、令和5年度の安全週間においては、

高める意識と安全行動 築こうみんなのゼロ災職場

をスローガンとして、7月1日から7月7日まで展開されます。

この全国安全週間を契機として、国、事業者、労働者等の関係者が一体となって、一人の被災者も出さないという基本理念の実現に向け、それぞれが安全衛生対策の責務を認識して真摯に取り組むことにより、誰もが安全で健康に働くことができる職場を実現することを祈念し、令和5年度の全国安全週間に寄せてのメッセージといたします。

山口労働局長 名田 裕

スローガン

高める意識と安全行動 築こうみんなのゼロ災職場

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で96回目を迎えます。

これまで、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきました。この努力により労働災害は長期的には減少していますが、令和4年の労働災害については、死亡災害は前年を下回る見込みであるものの、休業4日以上死傷災害は前年を上回る見込みであり、近年、増加傾向に歯止めがかからない状況となっています。

特に、転倒や腰痛といった労働者の作業行動に起因する死傷災害、墜落・転落などの死亡災害が依然として後を絶たない状況にあります。

また、労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全に働くことができる職場環境を築くためには、本年3月に策定された第14次労働災害防止計画に基づく施策を着実に推進するための不断努力が必要であり、特に初年度となる令和5年度においては、労使一丸となった取組が求められます。

そのため、令和5年度は、「高める意識と安全行動 築こうみんなのゼロ災職場」のスローガンの下、全国安全週間を実施することとしました。



第96回

全国安全週間

令和5年 7月1日(土)～7日(金)

準備期間: 令和5年6月1日(木)～30日(金)

【主唱】 厚生労働省、中央労働災害防止協会
 【協賛】 建設業労働災害防止協会
 陸上貨物運送事業労働災害防止協会
 湾貨物運送事業労働災害防止協会
 林業・木材製造業労働災害防止協会

※裏面の「令和5年度全国安全週間実施要綱について」もご覧ください。

令和5年度全国安全週間実施要綱について(抜粋)

実施者の実施事項

1

安全衛生活動の推進

- 安全衛生管理体制の確立**
 - ア 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備
 - イ 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任
 - ウ 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化
 - エ 労働安全衛生マネジメントシステムの導入等によるPDCAサイクルの確立
- 安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等**
 - ア 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施
 - イ 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足
 - ウ 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実
 - エ 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認
- 自主的な安全衛生活動の促進**
 - ア 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底
 - イ 職場巡視、4S活動(整理、整頓、清掃、清潔)、KY(危険予知)活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化
- リスクアセスメントの実施**
 - ア リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善
 - イ SDS(安全データシート)等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進
- その他の取組**
 - ア 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承
 - イ 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の向上
 - ウ 「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく、安全衛生に配慮したテレワークの実施

2

業種の特性に応じた労働災害防止対策

- 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策**
 - ア 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析
 - イ 経営トップが先頭に立つて行う安全衛生方針の作成、周知
 - ウ 職場巡視、4S活動(整理、整頓、清掃、清潔)、KY(危険予知)活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化
 - エ 安全衛生担当者の配置、安全意識の啓発
 - オ パート・アルバイトの労働者への安全衛生教育の徹底
- 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策**
 - ア 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用
 - イ 積み卸しに配慮した積付け等による荷崩れ防止対策の実施
 - ウ 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施
 - エ トラックの逸走防止措置の実施
 - オ トラック後退時の後方確認、立入制限の実施
- 建設業における労働災害防止対策**
 - ア 一般的事項
 - (ア) 足場等からの墜落・転落防止対策の実施、手すり先行工法の積極的な採用、フルハーネス型墜落制止用器具の適切な使用
 - (イ) 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施
 - (ウ) 元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施
 - (エ) 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保
 - (オ) 輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施
 - (カ) 一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置
 - イ 自然災害からの復旧・復興工事における労働災害防止対策
- 製造業における労働災害防止対策**
 - ア 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施
 - イ 機能安全を活用した機械設備安全対策の推進
 - ウ 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施
 - エ 高経年施設・設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施
 - オ 製造業安全対策官民協議会で開発された、多くの事業場で適応できる「リスクアセスメントの共通化手法」の活用等による、自主的なリスクアセスメントの実施
- 林業の労働災害防止対策**
 - ア チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施
 - イ 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保

3

業種横断的な労働災害防止対策

- 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策**
 - ア 作業通路における段差等の解消、通路等の凍結防止措置の推進
 - イ 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
 - ウ 「転倒等リスク評価セルフチェック票」を活用した転倒リスクの可視化
 - エ 運動プログラムの導入及び労働者のスポーツの習慣化の推進
 - オ 中高年齢女性を対象とした骨粗しょう症健診の受診勧奨
 - イ 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく措置の実施
- 高齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策**
 - ア 「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく措置の実施
 - イ 母国語教材や視聴覚教材の活用等、外国人労働者に理解できる方法による安全衛生教育の実施
 - ウ 派遣労働者、関係請負人を含めた安全管理の徹底や安全活動の活性化
- 交通労働災害防止対策**
 - ア 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施
 - イ 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施
 - ウ 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発
 - エ 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施
- 熱中症予防対策**
(STOP!熱中症 クールワークキャンペーン)
 - ア 暑さ指数(WBGT)の把握とその値に応じた熱中症予防対策の実施
 - イ 作業を管理する者及び労働者に対する教育の実施
 - ウ 事業場における熱中症予防に係る責任体制の確立、発症時・緊急時の措置の確認、周知
- 業務請負等他者に作業を行わせる場合の対策**
 - ア 安全衛生経費の確保等、請負人等が安全で衛生的な作業を遂行するための配慮
 - イ その他請負人等が上記1～3④に掲げる事項を円滑に実施するための配慮

◆職場の安全、全国安全週間に関する情報はこちらでも発信しています！

厚生労働省

<https://www.mhlw.go.jp/index.html>



中央労働災害防止協会

<https://www.jisha.or.jp/>



職場のあんぜんサイト

<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/>



◆職場の安全、全国安全週間に関する情報はこちらで検索！

厚生労働省 安全衛生

検索

中央労働災害防止協会 安全週間

検索

◆労働基準監督署等への届出は電子申請が便利です！

e-Gov電子申請

検索

詳しくは、最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署にご相談ください。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署